

随意契約理由書

別紙 1

件名	教師用指導書購入
契約業者名	兵庫県教科書株式会社
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の相手方を選定した理由</p> <p>兵庫県の教科書特約供給所であるため。 教科書の定価は文部科学省によって認可され決定するものである。また、教師用指導書も教科書発行者によって定価が決定されており、一般書店で販売されるものではない。 教科書発行者自身が各学校まで確実に教科書や指導書を供給することは事実上困難である。そのため、教科書発行者はこの義務を履行するために、教科書供給業者と教科書供給契約を結んで供給を行っている。都道府県ごとにおおむね1か所ずつある特約供給所が管内の取次供給所(学校に直接供給する機関)の選定や教科書や指導書の代金の回収等を行っている。 兵庫県では、兵庫県教科書株式会社が特約供給所に当たり、主に学校教育の書籍にかかわる業務を行っている。したがって、本指導書の購入に当たっては、上記会社以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校教育部教科指導課教科指導1係 (電話番号360-3515)